

高知市立

自由民権記念館紀要

No.27

2023. 3

(令和5)

○論文

選挙と識字 ―明治三〇年代「文字ヲ書スルコト能ハサル者」の分析を中心に―
..... 汲田 美砂

高知市立自由民権記念館

選挙と識字

—明治三〇年代「文字ヲ書スルコト能ハサル者」の分析を中心に—

汲田美砂

はじめに

現在、日本の議員選挙は国政・地方ともに四つの原則「普通・平等・秘密・直接」に基づいて行われている。このうち、普通選挙の開始は昭和二〇年で、それ以前の有権者は男子に限られており、日本では長く制限選挙が行われていた。特に、明治二二年に制定された衆議院議員選挙法（以下・旧選挙法）は選挙権を満二五歳以上の日本臣民男子で一五円以上の直接国税を納めた者に制限しており、有権者は当時の総人口の僅か一・一％に過ぎなかった。このことは小学校教科書にも認められるほど人口に膾炙した「定説」となっている。

一方で、明治期の衆議院議員選挙法に関して、財産制限以外が論点となることはほとんどなく、選挙の実態について研究が進んでいるとは言い難い。第一回衆議院議員選挙（以下・総選挙）に関する稲田雅洋氏の整理によれば、第一回総選挙には、制限選挙であったこと以外にも、立候補制ではなかったことや、被選挙人には有志者による「財産づくり」によって被選挙権を得た人物が多く存在したことなどの特色がみられたという¹。また、旧選挙法にのみ見られた制度の一つとして、記名・捺印投票制が挙げられている。選挙人は投票にあたって、被選挙人の名前を書くだけではなく、自らの姓名と住所を記し捺印する必要があったのだ。つまり、日本で初めて行われた総選挙は「普通選挙」でなかっただけでなく、「秘密選挙」でもなかったということになる。

では「秘密選挙」の実施——即ち無記名投票が行われるようになったのはいつか。これは、大正一四年の男子普通選挙より早く、明治三三年の衆議院議員選挙法改正（以下・改正選挙法）によって実現している。その条文は次のとおりだ。

第三十六条 選挙人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選挙人一名ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

旧選挙法では第三八条二項において「選挙人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ被選人ノ姓名ヲ記載シ次ニ自己ノ姓名住所ヲ記載シテ捺印スヘシ」と規定され、氏名の記載・捺印がない投票は無効であるとされていた。ところが、改正選挙法では選挙人の氏名を書き足さず、被選挙人の氏名以外を記載した投票は無効であるとされた。また、投票方法の変更に伴い、記載台にも「選挙人をして他の選挙人の投票を覗き又は投票の交換其他不正の手段」が出来ないように「相当の設備」が用意されたという。新聞報道の挿絵から知り得る限り、この「相当の設備」は隣り合う人の手元が見えないようにする目隠しのことのように、現在投票所で使用されている記載台に似たものだ。この設備と無記名投票という制度によって、選挙人は「何の憚る所なく真に自ら代議士として適任なりと信ずる人」に投票する自由を得たのである²。

さて、そんな選挙法改正議論の始まりは明治三二年の第一二回帝国議会に遡る。衆議院に政府から提出された改正選挙法案には、旧選挙法からの大きな変更点が複数存在したが、無記名投票制も、選挙の自由を守るために、と政府が提案した改正点の一つであった。

ところが、この無記名投票制が議題に上がると、衆議院議員からは記名投票制への修正を求める声が相次いだ。衆議院で幾度か開催された選挙法改正の読会や特別委員会では、その多くで政府案の無記名投票制を撤廃、従来どおりの記名投票制に修正する案が決議されている。これは、専制政府に対して普通選挙を求める民権派議員、という構図に慣れ親しんでいる我々から見ると、直観に反する出来事だろう。

本稿では、無記名投票制の導入に焦点をあて、明治三〇年代の選挙法改正と、改正選挙法下で初めて行われた総選挙である第七回衆議院議員選挙に表れる時代背景を整理していく。

一、無記名投票制をめぐって

まず、改正選挙法をめぐる帝国議会での議論を見ていこう。資料は主に『官報号外 衆議院議員速記録』、『帝国議会衆議院委員会議録』、『帝国議会貴族院議事速記録』、『帝国議会貴族院委員会速記録』を用いた。また、引用資料中の傍線はすべて筆者によるものである。

旧選挙法制定から改正選挙法成立までには、第一回議会での新井章吾提出の「衆議院議員選挙法」から数えて実に二〇件も選挙法改正に係る議案提出が行われている。しかし、そのほとんどが衆議院で否決あるいは消滅しており、貴族院まで審議が行われたものは僅か三件にすぎない^三。この三件はいずれも、改正選挙法へと繋がる政府提出の改正案である。

選挙法改正案の特徴は、無記名投票制の導入のほかにも、選挙資格制限の緩和による有権者の増大と被選挙権の制限撤廃、小選挙区制から大選挙区制への変更等があるが、議論が複雑になるためここでは踏み込まない。

前述のとおり、旧選挙法では選挙人は投票用紙に記名・捺印を求められていたのだが、改正案では「投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス」と逆に記名は禁止されることとなった。政府は、無記名投票制は選挙の自由を保障するためのものであることを主張したが、衆議院議員の中には無記名制に反対する者が多く見られた。その理由の一つには、未だ明治二五年の選挙大干渉の記憶が新しく、無記名にすることで政府側による選挙結果の改竄が行われやすくなることへの懸念もあった。しかし、より盛んに議論されたのは次のような内容だった。

○（工藤行幹君）……ソレカラ此後トノ方ニ記名投票トシテ、自ラ名ヲ書カナケレバ投票権ヲ與ヘヌト云フノハ、私ガ承ツテ居ル所デハ、或ハ相当ノ資格ヲ備ヘテ居ツテモ、字ヲ書ケナケレバイカヌト云フコトニナツタラ、或ハ残念ナガラ、眼ノ見ヘナイ人ト云フヤウナ類ノ人ハ、立派ナ人デアツテモ、字ヲ書クコトガ出来ヌ人ガアル、サウ云フモノ、権ヲ皆剥奪スルノハ、如何ニモヒドイト思ヒマスガ、ドウ云フ訳デ、自ラ姓名ヲ書サナケレバナラヌト云フコトヲ書イタモノデアリマスガ、之ヲ承リタイ

○政府委員（一木喜徳郎君） 文字ヲ書スルコト能ハザル者、之ヲ除キマシタノハ、今日ノ知識ノ進歩ノ程度デハ、是位ニシテ差支ナカラウ、是位ノ教育ノアルモノデナケレバ——教育ト申スハ、語弊ガアルカモ知デアラウ、モウ一ツハ、今度ノ案デハ無記名投票ヲ用キテ居ルカラ、代書ヲ許シマセヌト、記名投票ト同ジニナリマスカラ、此二ツノ点カラ文字ヲ書スルコト能ハザルモノハ、選挙ヲスルコトハ出来ナイト云フコトニ致シマシタ^四

衆議院議院の修正で政府案の「単記無記名」が廃され「制限連記名」が推された理由の一つがこの質疑応答から分かる。第一二回帝国議会に提出された政府による改正選挙法案には

第三十五条 選挙人投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選挙人一名ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

文字ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票スルコトヲ得ス

とあり、無記名投票制の規定に並んで「文字ヲ書スルコト能ハサル者」は投票が出来ない、と記載されていたのだ。これまではどうかというところ、旧選挙法では第三九条に「選挙人ニシテ文字ヲ書スルコト能ハサル由ヲ申立ツルトキハ町村長ハ吏員ヲシテ代書セシメ之ヲ本人ニ読ミ聞カセ捺印投票セシメ其ノ由ヲ投票明細書ニ記載スヘシ」とあり「文字ヲ書スルコト能ハサル者」には代書による投票が認められていた。「文字ヲ書スルコト能ハサル者」の投票を不可とする一項は、無記名投票制の導入と共に、この時新たに加えられたものだった。

工藤の質問に対して、政府委員は「文字ヲ書スルコト能ハサル者」の投票を不可としたのは二つの理由があると答えている。一つは選挙人に一定の教育・知識を求めため、是位ノ知識ノアル者デナケレバ、選挙ヲ行ハセルニ不都合であるということだ。教育の進歩した今日の社会を鑑みれば「責メテハ自己ノ名前モ書ケル、自己ノ名前デナクテモ、人ノ氏名モ實際書

ケルト云フ位ノ人」^五でなければ選挙権を与えなくても構わない、というのが政府側の見解であった。

そしてもう一つの理由は「無記名投票」であること。従来のように代書を認めてしまうと誰が誰に投票をした、という選挙の秘密が守られず、記名するのと変わらない結果になってしまう、というものだった。

投票は「無記名」か「記名」か、という議論は「代書」を認めるか否かの議論へと繋がり、それは言い換えれば「文字ヲ書スルコト能ハサル者」から選挙権を剥奪するのは適当か否か、の議論となつていった。これによつて「文字ヲ書スルコト能ハサル者」にも投票を認めるべきであるという議員等が中心となつて、記名投票制の維持が叫ばれたのだ。

では、実際「文字ヲ書スルコト能ハサル」ために選挙権を剥奪されてしまふ選挙人はどれほどいると考えられていたのだろうか。その見込みを問われた政府委員は次のように答えている。

○政府委員（一木喜徳郎君） 此氏名ヲ記載スルコトノ出来ヌモノハ、投票スルコトガ出来ナイト、斯ウ極メマシタノハ、此政府ノ見込ニ於キマシテハ、サウ非常ニ大多数スウデアラウト云フコトハナカラウト云フ見込デアリマス……特ニ調べタモノハゴザイマセヌケレドモ、サウ多数ハアルマイト云フ見込デゴザイマス、併シ又多少アルニ致シマシテモ、ソレハ已ムヲ得ヌコトト考ヘテ居リマス^六

このように、政府側は「氏名ヲ記載スルコトノ出来ヌモノ」について「サウ多数ハアルマイ」との見通しを示している。社会の進化に伴い選挙法改正を行い有権者を増大させる、という趣意なのだから、当然の見解かもしれない。また同時に「氏名ヲ記載スルコトノ出来ヌモノ」が多少いたとしてもそうした人々が投票権を行使できないのはやむを得ないことだという。政府側のように見込みとは異なり、無記名投票制に反対する衆議院議員等は「文字ヲ書スルコト能ハサル者」を「サウ多数ハアルマイ」ものとは考えていなかった。

○恆松隆慶君（百九番） 少シ質問致シマス、此選挙法デ見マスルト、

誠ニ選挙権ハ拡張致シテ居リマスガ、然ルニ第三十五条ニ依リマスルト、無記名投票デアル、即チ文字ヲ書スルコト能ハザル者ハ、投票スルコトガ出来ナイ、斯ウナツテ居ル、一方デハ多数ノ人ニ選挙セシムト云ウテ、又一方デハ自書スルコトノ出来ナイ者ハ投票ガ出来ナイト却テ従来ノ選挙人ヨリ数ガ減ルカモ知ラナイ^七

これは第一二回帝国議会における選挙法改正案第一回読会の際に出された質問だ。政府の当初案では、選挙人に求める納税資格は「選挙人名簿調整ノ日ヨリ満一年以上地租五円以上又ハ満二年以上所得税若ハ営業税三円以上又ハ所得税営業税ヲ通シテ三円以上納メてゐることとされ、これは旧選挙法の「直接国税一五円以上」に比すると大幅な引き下げで、有権者数はおよそ五倍にもなると目算されていた。それにも関わらず「文字ヲ書スルコト能ハザル者」の投票を不可とすれば選挙人は「従来ヨリ数ガ減ルカモ知ラナイ」というのである。ここでは、納税率が引き下げられたことによつて新たに選挙人となる人々の間には「文字ヲ書スルコト能ハザル者」が多数である可能性だけではなく、従来の選挙人の中にも「文字ヲ書スルコト能ハザル者」が多くいる、と考えられているのだ。

また、第一三回帝国議会において、星亨が特別委員会の審議結果を報告する際にも、次のような発言がなされている。

○星亨君（二百三十四番） ……原案ニ於テハ、附イテハ単記無記名ニナツテ居ルノデアル、然ルニ種々討論ノ末ニヨツテ、制限連記名、斯ウ云フコトニ極リマシタ、サウシテ既ニ記名ニナリマシタ以上ハ、代書ヲ許スノガ相当デアル、我邦ノ今日ノ現状ヲ見レバ、随分明治以前ニ生レタ人、殊ニ天保時代ニ生レタ人モ多イノデアル、随分書クニ不十分ナ人モ多イト云フコトモアルカラ、代書ヲ許ス方ガ相当デアル、記名デ相当デアル^八

記名を採るべき理由として「文字ヲ書スルコト能ハザル者」の存在が挙げられている。とりわけ、そうした人々として想定されているのは明治以前の生まれの人、とりわけ天保時代に生まれた——この議論がされている当時六

○歳以上になる——人々であった。これとほぼ同じ発言は、第一四回帝国議会でも行われていた。

○（工藤行幹君）既ニ記名ト御定メニナツタ上ハ、代書ヲ許スト云フコトニスルガ宜シト思フ、日本ハ余リ文明ニモ進シテ居リマセズ、老人ナドニハ書ケナイ者モアル、ソレガタメニ選挙権ヲ奪フト云フノハ、宜シクナイト考ヘル^九

右の引用部は法案修正決議中のものだが、この時の採決は、まず記名か無記名かを決め、続いて代書は許すか否かの多数決を取る、という順で行われている。日本には文字の書けない「老人」も多いから、記名式となった以上は代書を認めるべきである、との意見に対して政府委員は

○政府委員（一木喜徳郎君）記名投票ノコトハ御決議ニナリマシタガ、代書ヲ許スヤ否ヤハ、記名無記名トハ別問題デ、政府案ノ趣意ハ無記名ノ趣意ヲ貫クダケデナク、斯ウ云フモノデナケレバ、選挙サセナイ趣意デアリマスカラ、記名投票ニナルニ拘ラズ、原案通りニナルコトヲ希望致シマス^{一〇}。

と述べており、やはり代書を禁じた意図は単に選挙の自由や秘密の保持だけではなく、「文字ヲ書スルコト能ハザル者」を選挙人から排除するところにもあることが改めて主張された。政府にとって、その数の多少は問題ではなかったのだ。

改正選挙法は最終的に明治三十三年、第一四回帝国議会において成立し、投票方法は左のとおり規定された。

第三十六条 選挙人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選挙人一名ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ
投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

第三十七条 選挙人名簿ニ登録セラレサル者ハ投票スルコトヲ得ス但シ選挙人名簿ニ登録セラルヘキ確定判決書ヲ所持シ選挙ノ当日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票セシムヘキ

第三十八条 選挙人名簿ニ登録セラレタル者選挙権ヲ有セサルトキハ投票ヲ為スコトヲ得ス

自ラ被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者亦前項ニ同シ

第一二回帝国議会に提出された改正案の第三五条三項に見られた「文字ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票スルコトヲ得ス」の一文は、第三八条二項の「自ラ被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者亦前項ニ同シ」へと姿を変えている。この修正は第二三回帝国議会への法案提出の際には既にみられたものだが、そもそもこれまで確認してきた「文字ヲ書スルコト能ハザル者」の議論をみても、自己の氏名及び被選挙人の氏名くらい書ける者でなければ、という意図であったようだから、この文言修正は「文字ヲ書スル」能力の有無をどこで判断するか、を明確にしたものであると考えられる。ここから、政府にとって選挙人に求める最低限の識字が「氏名ヲ書スル」能力であったことが分かるだろう。

「自書」条件に対してはこれまで見てきたように衆議院での反対意見が根強く、第一四回帝国議会の修正案でも「自書」項目は削られ、記名制で代書を認める形へと修正されていた。しかし、その後の貴族院での審議によって政府案の無記名制・代書を禁止する形へと戻されている。両院協議会での話し合いでも、貴族院側は無記名制や「自書」条件は譲ることが出来ないものとして主張し、衆議院側が妥協をする形となった。こうして、無記名制を理由に代書を禁止、「自書」を投票権行使の条件とする改正選挙法が成立したのだ。

二、「無筆選挙人」の実態

改正選挙法施行後初めての総選挙である第七回衆議院議員選挙は、明治三十五年四月二二日に公示され、同年八月一〇日に投票が行われた。改正選挙法が初めて適用されることから、新聞各紙では候補者動向や各政党の動きとともに、改正選挙法の注意点が盛んに報じられている。

そんな中、投票票を間近に控えた七月二四日、『朝日新聞』に次の記事が掲載された。

●無筆選挙人の投票に就て

全国多数の選挙人中には全くの無筆の者は餘り多からざるべきも人の氏名を字画正しく書くことの覚束なき者は甚だ多く又候補者の中にも随分六ヶ敷氏名の人少なからず左れば字体の明白ならざる投票、仮名を以て書したる投票、誤字ある投票等は全国到る処に顕出すべく而して其有効無効の争論は恐く全国の各開票所に於て起らざる所なかるべし出所ハ明白ならざるも過日府下の各新聞紙上に被選挙人の氏名とは戸籍面にある氏名の謂なれば仮名を以て書したる投票、誤字ある投票等は無効なりとの記事現はれ六十の手習に孫の笑を忍びながら覚束なくも候補者の氏名を習ひつゝある選挙人の色を失はしめたるが今大審院及び行政裁判所の判決例を見れば苟も被選挙人の何人たるを確認し得る投票は総て有効なりとの解釈にして……行政裁判所の判決例は思ひ切つて寛大なり仮名を以て書する者誤字脱字ある者類似の者姓又は名のみを記載する者異名を記載する者等皆有効なり……

記事では投票に使う文字は漢字でなくとも構わず、また誤字や誤記があつても誰の氏名を書きたかつたかが分かれればその票は有効である、と報じられている。続く省略部分では、こうした言説の根拠として、過去の総選挙での投票に関する大審院や行政裁判所の判決が列挙され、最後は、行政裁判所の判決は概ね寛大であるとはいえ、最終決定者である大審院の判例が少ないことから選挙人は気を引き締めて投票の記載を行うように、との注意で締めくくられている。この記事は「投票面の文字に就て」と見出しを変えて同月二七日付の『土陽新聞』に転載された。また、同日には『毎日新聞』でも同様の報道が見られる。

●投票認め方問題

改正選挙法に燃れば『選挙人は投票所に於て、投票用紙に自ら被選挙人一名の氏名を記載して投函すべし』とは、其第三十六條の規定にして、即ち投票は必ず選挙人の自書に限られ居るは、今更喋々するを要せざる所なるが、其文字は漢字に限るか、將た仮名にても差支なきか、又た誤字誤書は何れの程度まで、之を有効のものと為すべきかと云へる問題に

就ては、其筋に於ても議論区々に岐れ、或る方向にては仮名は勿論符合（例へば岩谷天狗と云ふが如し）にても候補者の誰たるを推知するを得る以上は、毫も差支を見ず、現に此種の疑問に関しては、従来の裁判例もあることなりと主張するに反し、他の方面にてはこの説を非定する者もあれど、目下の處結局前説に傾きつゝあるが如し

これらの新聞報道からは、改正選挙法に記された「選挙人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ら被選挙人一名ノ氏名ヲ記載」しなればならず、また「自ら被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者」は投票を行うことが出来ないとの文言をめぐつて、市井では投票に有効な「文字」とは何か、について議論・憶測が巻き起こつていたことが分かるだろう。従来の裁判例から、ひらがなを用いたものや誤記・誤書のある投票も有効であるとの説と、戸籍で記された氏名は漢字であるのだから投票も当然漢字でなければならぬとの説が争われた。このように「文字」の定義が問題となるのは、現在もそうであるように、日本語の「文字」には漢字・ひらがな・カタカナの三種類が存在しているためであり、当時の社会では「全くの無筆」ではないものの「人の氏名を字画正しく書くこと」の覚束なき者——つまりは、ひらがなやカタカナは書いても漢字を書くのは不慣れな者が多かったためであった。

旧選挙法に比べれば倍増しているとはいえ、依然として総人口中二・二%とごく少数の、高額納税者に選挙権が限られている中で、選挙人には「人の氏名を字画正しく書くこと」の覚束なき者は甚だ多しといは「近世日本人の識字率は高かった」という言説に馴染んだ我々には奇妙に思われるかもしれない。では、実際に「人ノ氏名」を書くことが覚束ない者はどれ程いたのか、検討してみよう。

明治初期から中期にかけては、いわゆる「自署調査」と呼ばれる「自己の姓名を記し得るか否か」の取り調べが、滋賀県（明治一〇〜二六年）、岡山県（明治二〇〜二六年）、鹿児島県（明治一七〜二二年）、群馬県（明治一三年）、青森県（明治一四年）の一部都府県で六歳以上（青森は全年齢）の男女を対象に行われている【別表一】。この統計を見ると、自署率には地域・性別によつて著しい差があることが分かる。最も自署率の高い滋賀県男子でさえも、一割程度は「自己の姓名を記し得ざる者」が存在している。

この「自署率調査」は、これまでの先行研究で明治初期の教育程度や識字率を検討する際に多く用いられてきた資料であるが、実施の意図や方法は不明であるし、「自己の姓名を記す」といった時にその「文字」が何をさしていたのかも定かではない。

明治三五年には有権者を対象とした同様の調査が内務省によって秘密裏に行われていたという。

▲無筆選挙人の取調 目下各府県にては内務省の内命に依り各村落の駐在巡査をして選挙有権者中の無筆者を調査せしめ居る由なるが無筆者は東北地方に最も多く全国を通ずるときハ凡そ一割以上なるべしと云ふ

●無筆者調査は困難なり 其筋にては総選挙準備として各府県に内命し選挙人の無筆者を取調中との事なるも無筆者と雖も全く自己の姓名を自署し得ざる者は頗る僅少なり自己の姓名を自署し得るものには候補者の姓名を習熟せしむるを得べし甚だしきに至つては厚紙に片仮名にて候補者の姓名を記し之を切抜て習熟し投票したる実例府県会議員選挙当時にありたれば今回の総選挙にも是等の手段を為す者多かるべければ到底正確の調査は為し得ざるべしと云ふ

これは、第七回衆議院議員選挙公示後、明治三五年五月九・一〇日付『朝日新聞』の記事で、有権者中の「無筆者」数調査が「自己の姓名を自署し得るか否かを問うという方法で行われていることを報じたものだ。その割合は全国平均で一割以上になるだろうとの見込みだが、これは第一三回帝国議会で確認できる「政府委員ノ取調べ」結果と概ね一致するものである。

○(前川慎造君) ……殊ニ先達政府委員ノ取調べタ所ノ自書シ能ハザル所ノ表ニ依リマシテモ、随分澤山ナ人デアアル、百人ニ就イテ、十若クハ十七ト云フヤウニ大変ナ比率デアアル、是ハ悉ク皆自筆者ナラザルモノデハゴザイマスマイガ、其中ノ多数ト云フモノハ自筆ノ能ハザル者デアアル、是等ノモノヲ無記名ト云フコトノタメニ権利ヲ奪ツテシマフコトハ、甚ダ謂ハレナイコトト考ヘマス

「政府委員ノ取調べタ所ノ自書シ能ハザル所ノ表」そのものは確認できていないが、これによれば「自書シ能ハザル」者は一割から一割七分に及んだという。調査対象者やその規模が不明である以上、ここから言えることは多くないが、興味深い点は「是ハ悉ク皆自筆者ナラザルモノデハゴザイマスマイガ、其中ノ多数ト云フモノハ自筆ノ能ハザル者デアアル」との一説にある。ここからは、「自書シ能ハザル者」と「自筆ノ能ハザル者」が明確に区別されていること、そして「自筆」能力が「自書」能力より下位レベルに存在しているということが分かる。では、「自書」不可能者が即「自筆」不可能者ではないとは、どういうことか。先に引用した『朝日新聞』中の記述から考察することが出来る。

記事には「無筆者」であっても自分の姓名さえ書けないというものは少なく、自分の姓名程度なら書けるという者であれば練習すれば被選挙人の氏名を書けるようになる、更には、被選挙人の名前をカタカナで書けるように練習して投票したという府県会議員選挙の事例もある、と書かれている。この「甚だしきに至つては」「片仮名にて」との書き口から、「無筆者調査」において「自署」に求められているのは漢字を用いての氏名記載であったと考えられる。ここから「是ハ悉ク皆自筆者ナラザルモノデハゴザイマスマイガ」とは、漢字で自署が出来ないものが皆、ひらがな・カタカナさえ書けないというわけではない、という識字の段階が想定されているの発言だと推測できるだろう。つまり、前川は漢字以外での記載も有効であると考えた上で、それさえ困難な、ひらがなさえ書けない「自筆ノ能ハザル」選挙人の存在を想定し、そうした人々から選挙権が剥奪されることを「謂ハレノナイコト」として非難していることになる。

また、選挙の後日談として『都新聞』には「被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル」選挙人の話のように記されている。

▲六十の老翁始めて字を習ふ 下谷区元黒門町待合岡田留吉ハ当年六十三才の老人にて高梨氏の投票勧誘に応じ承諾ハ与へたれども目に一丁字なく自己の姓名すら書する能はざれば承諾の日より高梨哲四郎の五字を昼夜となく習字せりと

(八月一日)

▲氏名を震へて書けず 高梨派の有権者で下谷区の某ハ区役所に出席して卒ぎ記名といふ場合にテが震へて終に記し得ずに帰つたとの咄である其人ハ元來無学であつて記名も片仮名との事であつたが然も右の訳で記し得なかつたのである(八月一三日)

一日の「下谷区元黒門町待合岡田留吉」と二三日に報じられた「高梨派の有権者で下谷区の某」とは同一人物であるだろう。この留吉、もとは自分の姓名さえ書けなかつたところを投票のためにそれは熱心に「高梨哲四郎の五字」を練習していたのだが、いざ当日、投票場では手が震えて投票が叶わなかつたという。

八月三〇日付『土陽新聞』にも同様の話がみられた。

△『佐々友房』の四字 熊本県球磨郡某村の選挙民某元と一丁字を解せず国権派の勧誘に応じ佐々氏を選挙すべき約を為し『佐々友房』なる四字の名刺を手本として習字怠らず漸く之を書き得るに至れる折柄偶々反対派の運動員来り甘言之を誘ふに自党の候補者某に投票せんことを誘ふ某乃ち心動き之に従ふ而して選挙場に入るや『佐々友房』四字の外一字を書き得ず遂に佐々氏に投票したり反対派の人之れを聞き開いたる口が塞がらず

この場合、選挙人は投票を為したのであるが、「佐々友房」以外の字が書けなかつたために本意ではない候補者に投票してしまつたというのである。このように、第七回衆議院議員選挙では実際に「被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル」選挙人たちの姿が見られた。

新聞報道が必ずしも事実を語つてゐるとは限らないが、その姿は政府による統計結果にも現れている。内閣統計局『第三二(大正二年)日本帝国第三十二統計年鑑』によれば、第七回衆議院議員選挙において「被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者」は全国で二、〇一八人を数えたという。これは有権者中〇・二一%の割合である。政府委員の調査に比べれば随分少ない数になるが、一割程の棄権者のうちに「被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者」がどれだけいたかは分からないし、この時求められた自書能力が漢字に限られたの

か、ひらがなやカタカナも認めるものだったのかも不明だ。例え政府側が漢字の投票のみを「自書」として認める趣意であつたとしても、選挙人が誰の名前を書いたか分からない「秘密選挙」であつた以上は、選挙人がひらがなやカタカナで記載していても止めることは出来ない。逆に、カタカナであれば書くことが出来たのに漢字で書かなければならないと思ひ込んだ結果、投票できず終いとなつた選挙人もいたかもしれない。この場合、両者の識字の程度は同じであつても片や「被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者」となり、片や「投票セシ者」となるのである。

統計方法が不明である以上、内閣府統計から言えることは多くない。しかし、投票所に訪れながらも「被選挙人ノ氏名ヲ書スル」ことが出来ないがために投票を諦めた「無筆」の選挙人が一定数存在したことは確かである。また、新聞による「無筆者ハ投票を行ふ能はざる規定なる故勢ひ棄権者の数を増加する次第なる」との予想に反して棄権者数は第六回総選挙の二一・〇五%を大幅に下回つてゐることから、ひらがなやカタカナでの投票をなしたものはやはり相当数いたのではないかと考えられる。

このように、明治三〇年代の選挙人の「識字」能力について、その実態を知ることは明治が遠い歴史となつた現代は勿論のこと、当時から困難なことであつた。選挙の公示前、明治三五年四月二日付『朝日新聞』の記事には、有権者中の「無筆者」数について次のような推論が展開されている。

有権者中無筆者幾割幾歩なるべきやは其調査容易ならざれども暫く之を小学児童の就学不就学の割合を案じて其比較を求むるに学齡児童百人に対する不就学者は三十一年の統計に十七、五人(男子の分丈なり)を示せり普通教育行き渡りたる今日でさへ此の如くなるに現在の有権者は十五年以前に就学年齡に達したるもの若くは全く教育制度なき封建時代に生育したる者のみなれば其無筆者と有筆者の割合は現在学齡児童中の就学不就学の割合よりも多しと見るも大差なからん更に一例を求むるに近年の徴兵適齡者は皆教育制度普及の後に生長したるものなるに無筆者の数割合の多きの一事を見るも全国尚無筆者多く有権者中にも其割合多かるべきを推定し得べし

ここで、選挙人における無筆者の割合を推定するにあたって用いられているのは二つの統計だ。一つは学齢児童の不就学率で、もう一つは壮丁教育程度調査である。いずれも統計の不正確性について先行研究による指摘もあるが、本稿では不問としたい。

学齢児童の不就学率は明治三〇年代に義務教育の国庫補助制度確立、小学校令による就学規定の厳密化、授業料の原則廃止などが行われたことを機に、かなり低くなっている【別表二】。しかし、それ以前はといえば、明治二〇年には男女合わせても就学率は半分に満たず、男子だけで見ても約四割の不就学児童がいた。記事は、現在の有権者の多くはより古い時代に就学年齢にあつたものや、教育制度成立以前に生れ育つた者たちであるから、「無筆者」の数は現在（明治三一年統計）の不就学者の割合より多いだろう、と推測している。この予想の裏付けとして引きだされるのが、壮丁教育程度調査の結果だ。

壮丁教育程度調査は、明治三二年から陸軍省と文部省によって行われた。その名のとおりに、調査対象は「壮丁」である二〇歳男子に限定されているが、明治時代の全国的な教育水準を知ることが出来る数少ない統計資料の一つである^{二〇}。これらの結果の一部を表に示した【別表三】。

明治三二年を見ると壮丁中「読書筆算ヲ知ラサル」者は二三・四%、彼等の学齢期には男子の不就学率がおおよそ三割〜四割程であつたことを考えれば、不就学者が皆「読書筆算ヲ知ラサル者」ではないことが分かるが「読書筆算ヲ為ス者」まで含めれば、その割合は不就学者のものと近づいてくる。

ところで、壮丁教育程度調査とはどのように行われていたのだろうか。その調査方法は年度によって異なっていた、という注意書きがあるものの、その試験の内容は「漢字の『読み』と『書き取り』、語の意味、文法、文章の理解、その他についてであつて、かなや数字の読み書きについては調べられていない^{二一}」^{二二}という。つまり、ひらがなやカタカナであれば読み書き可能な者であつても壮丁教育程度調査上では「読書筆算ヲ知ラサル者」になつてしまふのだ^{二四}。この調査からは、政府が、とまでは言えなくとも、少なくとも陸軍省・文部省が近代教育の結果として国民が得る「教養」あるいは「知識」として考えたのが漢字ひらがな混じり文の読解であつたことがうかがえる。

「無筆選挙人」の実態を考える上では、そもそも当時は何を以て「無筆」としたのか、を明らかにしなければならぬが、明治期の「識字率」をめぐる学説の多くは、この点を等閑にして展開されている。本章で確認してきた限りでは、自署調査や壮丁教育程度調査などの、従来明治期の「識字率」を明らかにする上で用いられてきた統計資料は「漢字」を想定していると考えられる。これは、漢字ひらがな混じり文に慣れた現代からすれば当然のことのように思われるが、壮丁教育調査の始まつた明治三〇年代の日本では、未だ「国語」の姿は定まっていなかった。このことは「自書」条件をめぐる市井の混乱や議論にも大きく影響していると考えられる。次章では、明治三〇年代を中心に、「国語」をめぐる議論について整理していく。

三、「国語」の行方

改正選挙法が成立した明治三〇年代は「国語」問題をめぐる転換期でもあつた。明治三三年九月には小学校令施行規則の改正によって「読書」「作文」「習字」の三科目が統一され「国語」という科目が誕生している^{二五}。この「国語」については「普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養フ」^{二六}ということが目的であるとされた。また、この時ひらがなの字体の統一が図られ、所謂「変体仮名」と呼ばれる字体が排除されている^{二七}。しかし「国語」の姿については未だ議論の途上にあり、ひらがなカタカナの両方を教えるのか、文体はどうするのか等、未確定な部分が多かつた。また、明治二〇年頃から文学界を中心起こつた言文一致運動が、主要雑誌掲載小説における言文一致体小説数が文語体小説数を上回る、という形で一定の決着を見せ始めるのも明治三〇年代のことだ。

国語改良の必要性は幕末期から唱えられ始めていたが、そこには種々の意見が存在しており、その統一はとても一個人や私団体の手に負えるものではなかつた。こうした市井の研究・議論をうけ、政府による国語調査委員会が結成されたのは明治三五年だった。この調査会では、標準語、言文一致、仮名遣い、漢字節減など当時の日本語が抱えていた課題と、今後取るべき方向性について討議・検討がなされている。

明治期における日本語の混迷状況については、第一四回帝国議会衆議院国

宇国語国文ノ改良ニ関スル建議案審査特別委員会における委員長根本正の発言に簡潔に表れている。

……我国ノ文章ト云ヒ、言葉ト云ヒ、字ト云ヒ、実に錯雑紛乱不規則不統一ナモノデアリマシテ、実ニ我国ノ文章ヲ世界ノ文明国ニ較ベテ見ルト、誠ニ混雑シテ居ツテ……実ニ今日ノ日本ノ言葉ハ先ヅ手紙、話、新聞紙上ノコト、皆違ツテ居リマス、之ヲ外ノ国ニ較ヘマスト、実ニ非常ナ間ヲ取ル、此漢字ハ実ニ多イ文字デ四万字以上モアルサウデス、此四万字以上モアルモノヲ読ンデ、之ヲ實際ニ使フモノハ僅カ五千字モ学ベバ利用スルコトガ出来ル^{一八}

「錯雑紛乱不規則不統一」と表されるほどに、明治三〇年代、日本語の姿は同様ではなかった。当時は書き言葉と話し言葉の乖離が甚だしかったことは周知のとおりだが、その書き言葉にもまた、文語体、俗談平話体、漢文訓読体、といった調子で複数の文体が存在しており「手紙、話、新聞紙上ノコト、皆違」つていたという状態だったのだ。そしてまた、文体によって読み書き出来る人の数は異なっており、とりわけ漢文訓読体は十二分に教育を受けたごく一部の階層でしか理解できないものであった。このことは、漢文訓読体で記された明治政府による官令や、文語体で漢字・漢語を大いに用いた大新聞の記事が当時の一般の人々にとって解し難いものとして語られていることから分かる^{一九}。

また、文体のみならず「文字」一つとっても、当時は様々な議論・主張が存在した。例えば、七月二十九日付『朝日新聞』に「無筆選挙人の投票に就て（吉原地方局長談）」との見出しで掲載された記事には投票用紙への記載にあたっての「羅馬字」使用について言及されている。

衆議院議員選挙に関する無筆者投票の効力につき内務省の吉原地方局長の意向を聞くに改正衆議院議員選挙法は未だ実行の暁に至らざれば先例に徴する事能はざるも府県制に依れば是までの選挙には仮名を使用する事を許し居る慣例あるのみならず既に行政上の確的判例もあれば当局内に於ては無論仮名の有効なることを認め居れり、次に岩屋天狗、

加藤裏天、井上蟹甲等の如き符号は孰れかと云へば悪口の方に属し姓名を記載しある銘文と相反し居れば直ちに之れを以て有効無効を決する能はず或は後日裁判上有効となるやも知れざれども兎に角公職を有するものとしては今茲に之れを言ふを憚るなり、尚ほ羅馬字使用の有効無効は別に問題となるべき余地なし何となれば未だ曾て我邦語と認めたる事なければ当然無効たるべし云々

あくまで一地方局長の見解ではあるが、ローマ字は「日本字」ではないことを理由に「有効無効問題となるべき余地なし」に無効であると切り捨てられていることが分かる。同様の議論は第一二回帝国議会貴族院議会の中でもみられた。

○山中幸義君 ソレカラ第三十五条デゴザイマス、第三十五条三項「文字ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票スルコトヲ得ス」ト斯ウゴザイマスガ是ハチツト極端ナルカ知リマセヌガ日本文字ヲ知ラヌデ西洋文字バカリヲ知ツテ居ルノハ宜シイノデゴザイマスカ

○政府委員（梅謙次郎君） 御答致シマスルガソレハ第三十五条三項ニハ嵌ラヌカモ知レマセヌガ同条ノ第一項ニ「自カラ被選挙人一名ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ」トアリマスニ依ツテ其選挙人ノ氏名ト云フノハ申スマデモナク日本文字デナケレバナリマセヌ

○山中幸義君 西洋文字デハイカナイノデスナ
○政府委員（梅謙次郎君） 左様デゴザイマス^{二〇}

ここで示されたのは被選挙人の「氏名」とは「日本字」で書かれているものであるから西洋文字での記載は認められないというものだ。「日本字」が漢字のみを指すのか、ひらがなカタカナを含むのかはここからは分からないが「西洋文字」は「日本字」ではないため無効であるという。

ローマ字での記載が認められるか否か、という議論はひらがなカタカナの議論と比べて突拍子のないものに思われるかもしれないが、これもまた当時の国語改良問題を反映したものであった。

国語改良運動の魁として前島密による「漢字御廃止議」が有名であるよう

に、国語改良議論の中には、その習得が他の学習の妨げになっていないことを主たる理由として、漢字は無くしてしまうのが良い、という主張が見られたのだ。その中でも文字をひらがなにするのがよいかカタカナがよいか、はたまたローマ字を採用するか、と主張が分かれていたのである。前述した国語調査委員会の決議では定められた四つの大針の一つに「文字は音韻文字『フォノグラム』を採用すること」とし、仮名羅馬字の特質を調査すること^{三〇}とあり、日本語を表記する文字については、ローマ字もその候補として真剣に検討されていた。しかし、選挙法改正の議論の中で政府委員が「西洋文字デハイカナイ」と答えているように、国字の変更には大きな抵抗が伴ったことは想像に難くない。

このように、改正選挙法の「自書」条件をめぐっては、明治三〇年代の人々の「文字」認識をうかがうことが出来る。明治期の日本には、一方では近代教育を妨げるものとして「漢字」の節減や廃止の議論がなされながら、もう一方では「漢字」で氏名を記す能力が選挙人に求められる、というような混沌とした状況があった。こうした過渡期の日本語の揺らぎを視野に入れずには、当時の「識字」を考えることは出来ないだろう。

おわりに

本稿では明治三〇年代に行われた選挙法の改正と、改正選挙法下で行われた第七回総選挙において表出した「言葉」や「識字」の問題を整理してきた。和暦や年号によって区切られた時代区分や、制度・法律の制定・改正とは関わりなく、旧時代的なものは存在を続ける。それが、選挙においては無記名式による秘密選挙を施行しようとする「天保時代の老人たちには字が書けないものが大勢いる」と反対意見が飛び交う、といった形で表出したのだ。政府が選挙人の財産制限の緩和する一方で「自書」条件を導入したこと、またそれに反対する議員が多く見られたことから、当時、「人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者」の存在が珍しいものではなかったことが分かる。しかし、そうした人々に「選挙されては困る」と考えた政府の意図、排除しなかった選挙人層については検討の余地がある。

明治四五年には全国で二、四六一人存在した「被選挙人ノ氏名ヲ書スル能

ハサル者」だが、大正四年には僅か一〇人にまで減少しており、以降は統計の項目から削除されている【別表四】。大正期には既に選挙人に対して「自書」能力を問いかける必要がなくなったということだ。同様に、軍隊においても明治期には壮丁への国語教育が必要とされたが大正頃にはほとんど見られなくなるという^{三〇}。

最後に、この「自書」条件のその後を確認しておこう。明治三三年の衆議院議員選挙法が全文改正されたのは大正一四年のこと。この時成立したのが、財産制限を撤廃し、二五歳以上のすべての臣民男子に選挙権を認め、いわゆる男子普通選挙法である。ここでは、第三〇条二項において「自ら議員候補者ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ為スコトヲ得ス」と記されており、「自書」条件が存続することが分かる。これは女性参政権を認めた昭和二〇年の部分改正時にも残され、昭和二三年の部分改正時によりやく第二七条二項によって「身体ノ故障ニ因リ自ら議員候補者ノ氏名ヲ記載スルコト能ハザル選挙人」に限って代書が認められるようになった。

その後、昭和二五年には衆議院議員、参議院議員、地方自治体の議会議員及び長並びに教育委員会の委員選挙それぞれの法律を統合した公職選挙法が制定された。現在の選挙法はこれの部分改正を繰り返したものであるが、この現行の公職選挙法においても選挙人には「自書」での投票が求められている^{三〇}。その条文は次のとおりだ。

第四十六条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)

議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない^{三四}。

周知のとおり、現代では点字投票や「心身の故障その他の事由」により自書の不可能な者の代理投票が可能となっている。しかし、このように、特別な理由のない限りという括弧書きがあるものの、基本的に選挙人には自らが票を投じた相手の「氏名を自書」する能力が求められるという構造は変わっていない。なお、現代における「自書式投票」の賛否については本稿では議論しない。ここでは「自書」条件が過去のものではないことを指摘す

るのみである。

また、今回は衆議院議員選挙法に限ってみてきたが、「自書」条件は衆議院議員選挙法と同時に府県会法にも導入されている他、商法^{二五}などの参政権に関わらない法律中にも見られる。全国各地で自署調査が行われたことから、人々が「氏名ヲ書スル」能力を有しているか否か、は明治政府にとって重要な問題だったことが分かる。

「自書」条件をめぐる議論には明治期日本が抱えていた教育や国語に関する様々な問題が複合的に現れているが、本稿では手が及ばなかった部分も多い。近代化を目指す明治政府が様々な法律を整備・改正していく中で「自書」を求めていったのは何故か。資料年代や分野の幅を広げての再検討は今後の課題とする。

(くみたみさ 高知市立自由民権記念館学芸員)

【主要参考文献】

- 土屋礼子『大衆紙の源流―明治期小新聞の研究―』世界思想社、平成一二年。
- 安田敏郎『漢字廃止の思想史』平凡社、平成二八年。
- 島村直己『近代日本のリテラシー研究序説』付・文献目録、『国立国語研究所報告』一〇五、<http://doi.org/10.15084/00001135>、平成五年。
- 八鍬友広『識字の歴史研究と教育史』、『教育思想』<http://hdl.handle.net/10097/00123749>、平成三〇年。

【注釈】

- 稲田雅洋『総選挙はこのようにして始まった―第一回衆議院議員選挙の真実―』有志舎、二〇一八年。
- 『朝日新聞』明治三五年七月二八日「選挙投票の心得」
- 衆議院事務局『衆議院議員選挙法改正案ノ沿革』大正八年。
- 衆議院衆議院議員選挙法中改正法律案審査特別委員会速記録『明治三二年二月一日第一号、四頁―五頁』『帝国議会衆議院委員会速記録』明治篇二三、東京大学出版会、昭和六一年、一三〇頁。
- 『官報 号外』明治三二年五月二六日「第一二回帝国議会衆議院議事速記録」第五号、内閣官報局『帝国議会衆議院議事速記録』一三、東京大学出版会、昭和五五年、六〇頁。

六 「衆議院衆議院議員選挙法中改正法律案審査特別委員会速記録」明治三二年二月一日第一号、一〇頁。前掲書一三六頁。

七 「官報 号外」明治三二年五月二六日「第一二回帝国議会衆議院議事速記録」第五号、内閣官報局『帝国議会衆議院議事速記録』一三、東京大学出版会、昭和五五年、六〇頁。

八 「官報 号外」明治三二年二月二三日「第一三回帝国議会衆議院議事速記録」第三四号、内閣官報局『帝国議会衆議院議事速記録』一五、東京大学出版会、昭和五五年、四八二頁。

九 第一四回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法改正法律案外二件審査特別委員会速記録(第五号)、明治三三年一月二五日、五〇頁。

一〇 同前。

一一 「第一三回帝国議会衆議院議員選挙法中改正法律案審査特別委員会速記録」明治三二年二月二日第四号、三五頁、前掲書一六一頁。

一二 壮丁教育調査、新兵教育調査のいずれも問題の出所が不明であり、読み書き能力調査委員会による『日本人の読み書き能力』(昭和二六年)によれば採点の基準は「各調査地の担当者に一任」されていたという。

一三 前掲書『日本人の読み書き能力』六頁。

一四 教育学、社会学などの分野で見られる先行研究では、「読書筆算ヲ知ラサル者」の割合を以て「非識字率」としている事例が多々見受けられるが、これは日本語といえは漢字ひらがな混じりの言文一致体であると考えられる現代的な感覚に基づくものであり、「読書筆算ヲ知ラサル者」の識字能力については議論の余地がある。

一五 深川明子「明治時代後半の国語科読み方教授」『改正小学校校令』公布直後を中心に、『教科教育研究』一〇巻、昭和五二年。

一六 「小学校令施行規則」第二条『官報』第五一四一号、明治三三年八月二二日。

一七 斎藤達哉「平仮名字体の新旧」改正小学校令施行規則と一八九四年『いろはかな』、『国語研究』七七巻、平成二六年。

一八 第一四回帝国議会衆議院国語国文ノ改良ニ関スル建議案審査特別委員会速記録(第一号)明治三三年二月二三日、一頁。

一九 例えば明治七年一月二日付『東京日日新聞』には「◇御触がむずかしい」との見出しで「此節の御役人様はみな学者で困る。私どもは皆学校の無い時に生れた人間だから読めません。」と語る商家の主人の様子が雑報に出ている。

二〇 第一二回帝国議会貴族院議事速記録第一五号明治三一年六月七日『帝国議会貴族院議事速記録』一三、東京大学出版会、昭和五五年、二三五頁。

二一 加藤弘之「国語調査に就て」明治三五年七月、文化庁「国語施策沿革資料2(昭和五六年三月三一日)仮名遣い資料集(論評集成その一)」。(最終閲覧令和五年三月一八日)。

- 二二 熊谷直『日本の軍隊ものしり物語』光人社、平成元年。
- 二三 地方自治体では記号式投票条例を設置することによって記号式投票を実施することが認められている。
- 二四 公職選挙法（昭和五年法律第百号）令和四年二月二十八日施行（令和四年法律第八十九号による改正）法令検索。p.100（最終閲覧日令和五年三月二日）。
- 二五 第一四回帝国議会における「商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律案」の審議中
でも「日本ノ人民中ニハ文字ノ書ケナイト云フ人ガ多少ナイト云フコトハ出来
ナイ、現ニ過グル県会議員ノ選挙ニモ平均致シマスルト、二割位ノ自書スルコ
トガ出来ナイト云フ人ガアッタト云フ事実デアル」（「衆議院議事速記録第十
号」明治三十二年二月十九日、一六九頁）との発言があり、自書不可能な人々
が一定存在する、ということが「自書」条件に反対する理由として挙げられて
いる。

【表一】『文部省年報』掲載「自己ノ姓名ヲ書キ得ル者」

(%)

	青森県		群馬県		滋賀県		岡山県		鹿児島県	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
明治10年	—	—	—	—	87.6	38.8	—	—	—	—
明治11年	—	—	—	—	88	42.6	—	—	—	—
明治12年	—	—	—	—	87.5	47.1	—	—	—	—
明治13年	—	—	79.1	23.4	85.5	49.3	—	—	—	—
明治14年	37.4	2.7	—	—	87.5	47.3	—	—	—	—
明治15年	—	—	—	—	90.6	50.1	—	—	—	—
明治16年	—	—	—	—	90.8	55.4	—	—	—	—
明治17年	—	—	—	—	91.6	58.5	—	—	—	—
明治18年	—	—	—	—	90.1	58.5	—	—	36.8	4.1
明治19年	—	—	—	—	90.6	547.6	—	—	42.7	6.9
明治20年	—	—	—	—	87.1	53.5	65.6	42.1	38.5	6
明治21年	—	—	—	—	89.3	58.7	66.9	44.1	39.9	6.5
明治22年	—	—	—	—	89	65.2	68.6	45.1	45.3	7.9
明治23年	—	—	—	—	88.2	61.3	70.6	46.5	—	—
明治24年	—	—	—	—	88.9	60.9	71.8	49.5	—	—
明治25年	—	—	—	—	88.4	64.6	73.6	50.7	—	—
明治26年	—	—	—	—	87	66.9	74.4	51.3	—	—

島村直己「近代日本のリテラシー研究序説－付・文献目録－」（1993）を参考に作成

【表二】義務既生者百中不就学率

(%)

		明治30年	明治31年	明治32年	明治33年	明治34年	明治35年	明治36年	明治37年	明治38年	明治39年	明治40年
全国	男	19.33	17.58	14.94	9.65	6.22	4.2	3.41	2.84	2.28	1.84	1.47
	女	49.14	46.27	40.96	28.27	18.2	13	10.42	8.54	6.66	5.16	3.86
高知	男	16.94	12.93	10.63	6.8	4.65	2.93	2.64	2.33	1.6	1.06	0.89
	女	38.7	34	30	20.85	15.05	9.44	8.05	6.98	4.99	3.13	2.1

内務省統計局編纂『日本帝国統計年鑑』参照

【表三】壮丁普通教育程度調査

(%)

全国	明治33年	明治34年	明治35年	明治36年	明治39年	明治40年	明治41年
大学卒業者						0.22	0.12
同上ニ均シキ学力ト認ムル者						0.18	0.22
高等学校及其以上ノ学校卒業者			0.06	0.08	0.09	0.11	0.07
同上ニ均シキ学力ト認ムル者				0.02	0.00	0.12	0.14
中学校卒業ノ者	0.35	0.49	0.77	1.23	1.23	2.82	2.02
同上ニ均シキ学力ト認ムル者	0.98	1.02	1.32	1.60	1.77	2.63	2.46
高等小学校科卒業ノ者	6.94	8.10	9.15	10.61	12.36	17.03	18.20
同上ニ均シキ学力ト認ムル者	5.58	5.32	6.70	6.82	7.73	10.60	10.06
尋常小学校科卒業ノ者	31.01	33.74	34.07	35.92	36.28	37.46	39.95
同上ニ均シキ学力ト認ムル者	9.23	8.83	8.82	8.48	8.28	8.60	8.27
稍読書筆算ヲ為ス者	25.28	22.83	22.35	19.40	18.02	13.24	12.75
読書筆算ヲ知ラサル者	20.62	19.66	16.76	15.85	14.19	6.99	5.75

内務省統計局編纂『日本帝国統計年鑑』参照

【表四】衆議院議員及選挙有権者

	選挙権ヲ有スル者	投票数		被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者	投票セサリシ者	人口千ニ付選挙権ヲ有スル者	選挙権ヲ有スル者中		
		有効	無効				投票セシ者	被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者	投票セサリシ者
明治35年	983,193	859,276	8,192	2,018	113,709	22.22	88.23	0.21	11.56
明治36年	951,860	818,252	7,524	1,887	124,201	20.96	86.75	0.20	13.05
明治37年	757,788	650,419	5,744	1,162	100,471	15.77	86.59	0.15	13.26
明治41年	1,582,676	1,339,801	13,522	3,338	226,016	32.93	85.51	0.21	14.28
明治45年	1,503,968	1,338,528	10,653	2,461	152,335	29.06	89.71	0.16	10.13
大正4年	1,546,341	1,417,136	5,841	10	121,646	28.81	92.02	0.00	7.87

内務省統計局編纂『日本帝国統計年鑑』参照